

○ 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）

改正案	現行
（定義） 第二条 この法律において「特定金銭債権」とは、次に掲げるものをいう。 一 次に掲げる者が有する貸付債権 イ 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関 （削る） （削る） （削る） ロ 農林中央金庫 ハ 政府関係金融機関 ニ 中小企業総合事業団 ホ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会 ヘ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合及び同法第八十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会 ト 水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産	（定義） 第二条 この法律において「特定金銭債権」とは、次に掲げるものをいう。 一 次に掲げる者が有する貸付債権 イ 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関 ロ 信用金庫連合会 ハ 労働金庫連合会 ニ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会 ホ 農林中央金庫 ヘ 政府関係金融機関 ト 中小企業総合事業団 チ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会 リ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合及び同法第八十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会 ヌ 水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産

加工業協同組合及び同法第九十七条第一項第二号の事業を行う 水産加工業協同組合連合会 チ 保険会社 リ イからチまでに掲げる者に類する者として政令で定めるもの 二〇七 (略) 2・3 (略)	加工業協同組合及び同法第九十七条第一項第二号の事業を行う 水産加工業協同組合連合会 ル 保険会社 ヲ イからルまでに掲げる者に類する者として政令で定めるもの 二〇七 (略) 2・3 (略)
---	---